

## 『特定調停合意に基づくスポーツ調停規則』の新旧対照表

旧規則（2023年4月1日施行）	現規則（2024年4月1日施行）
<b>第3条（この規則の適用）</b>	
（なし）	8 この規則において、「特定和解」とは、当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいう。
<b>第19条（調停手続の終了）</b>	
（なし）	3の2 調停人は、前項の和解契約書に当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意が含まれる場合、特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを付記して、前項の署名押印を行うものとする。
4 日本スポーツ仲裁機構は、和解契約書の原本を調停手続が終了した日から10年を経過する日まで保管し、当事者の要請、裁判所の命令その他適切な場合には、その写しを交付する。	4 日本スポーツ仲裁機構は、和解契約書の原本を調停手続が終了した日から10年を経過する日まで保管し、裁判所の命令その他適切な場合には、その写しを交付する。
（なし）	7 当事者は、別に定める閲覧・謄写事務取扱規程に従って、日本スポーツ仲裁機構に対し、第4項の保存期間に限り、和解契約書の写しの閲覧または謄写を請求することができる。
（なし）	附則9 この規則は、2024年4月1日から施行する。

現状	改正案（2024年4月1日施行）
<b>閲覧謄写事務取扱規程</b>	
（なし）	<p>第1条（目的）</p> <p>この規程は、日本スポーツ仲裁機構の特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則（以下「規則」という。）第19条第7項に定める和解契約書の閲覧・謄写の運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条（申請者）</p> <p>1 和解契約書の閲覧・謄写は、当該和解契</p>

約書の当事者及びその代理人に対して認める。

2 前項の閲覧・謄写を代理人によって行う場合、代理人は、委任状の原本を日本スポーツ仲裁機構に提出しなければならない。

### 第3条 (対象文書)

閲覧・謄写の対象になる対象文書は、申請者を当事者とする和解契約書（以下「対象文書」という。）とする。

### 第4条 (受付)

1 閲覧・謄写の申請は、日本スポーツ仲裁機構に対して行う。

2 日本スポーツ仲裁機構は、閲覧・謄写申請があった場合、閲覧・謄写申請者が当事者本人であることの確認又は代理人からの申請である場合の代理人本人であること及び代理権限の確認を行う。

### 第5条 (閲覧)

1 閲覧に供する日時は、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ調停に関する事務体制に関する規程第2条を準用する。

2 日本スポーツ仲裁機構は、申請者の本人確認事務又は代理人本人確認及び代理権限の確認事務が済み次第、対象文書を閲覧に供する。

### 第6条 (謄写)

日本スポーツ仲裁機構は、申請者から対象文書の謄写の申請があった場合、申請から5営業日以内に、対象文書の謄本を交付する。

### 第7条 (細則)

その他閲覧・謄写に関する必要な事項は、日本スポーツ仲裁機構が別途細則等で定める。

### 附則

この規程は、2024年4月1日から施行する

以上